第 3002 号

(2-2)



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2006年)平成18年 4月 10日 月曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 延滞税の計算

↑ : 延滞税は次のように計算します。 【解説】

国税を、定められた期限(法定納期限)までに納付しない場合は、原則として、法定納期限の翌日から納付する日までの日数に応じた延滞税がかかります。

平成18年中における延滞税の割合は、次のようになっています。

- ① 納期限の翌日から2ヶ月を経過する日までは、年4.1%の割合
- ② 納期限の翌日から2ヶ月を経過する日の 翌日以後については、年14.6%の割合 具体的には次の算式により求めます。
- イ. 納期限の翌日から2ヶ月を経過する日ま で

納付すべき本税の額(千円未満切捨て)× 延滞税の割合4.1%×期間(注)=金額

- (注) 法定納期限の翌日から次に掲げる日の いずれか早い日まで
 - i 完納の日

ii納期限の翌日から2ヶ月を経過する日

ロ. イの期間の最終日の翌日から完納の日ま で

納付すべき本税の額×延滞税の割合 14.6%×期間=金額

ハ. イ+ロ=延滞税の額(百円未満切捨て)







